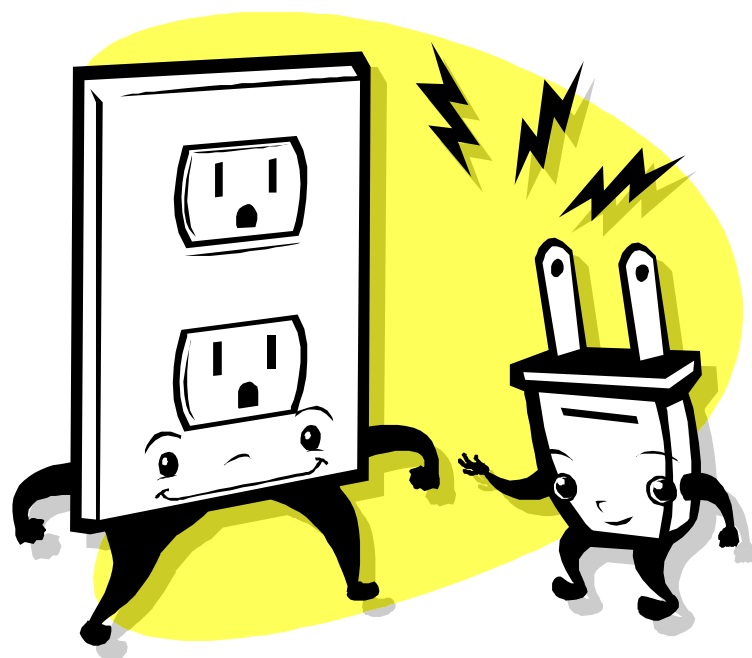


～ 高速電力線搬送通信設備作業班第14回 ～
船舶(鋼船)内利用の検討状況



2018年7月30日

高速電力線通信推進協議会(PLC-J)

輻射測定実験のための船舶の選定

複数の船舶での輻射測定実験を計画しており、実験目的で借用可能な船体を、日本船用工業会(以下日船工)様のご協力で探索しています。

実験用船体の要件: < 1 > 大型の船舶(貨物船等) < 2 > ガラス窓船室を持つ船舶(客船等)

両要件を同時に満足する船舶の候補として、例として下記のフェリー等を挙げ、船主様と協議中です。

また、2018年3月に実験実施した東京海洋大学様訓練船“汐路丸”の第二回実験を秋に予定しております。



フェリーびざん



さるびあ丸



さんふらわあ

船名	フェリーびざん	さんふらわあ	さるびあ丸
船主様	オーシャントランス(株)様	商船三井フェリー(株)様	東海汽船(株)様
総トン数	12,641トン	13,816トン	4,992トン
全長	191m	199.7m	120m
旅客定員	252名	590名	816名
積載可能車両	トラック:188台、乗用車:80台	トラック:154台、乗用車:146台	- - -
航路、運行計画	東京 徳島 北九州	大洗 苫小牧	東京~大島~利島~新島~式根島~神津島

船舶搭載機器に対して制定されているレギュレーションの観点において、PLCの影響の確認を行っていきます。（国交省様と相談中です）

船舶に搭載される様々な設備・機器に対するPLCの影響の確認を行っていきます。（様々な船舶用機器の製造メーカー様と相談中です）

「鋼船」の定義について

「船舶法に基づき交付される”船舶国籍証書”の”船質”の欄に”鋼”と記載された船舶」という示し方が可能となります。

- ・建造した船舶を登録する際には、**船舶件名書**を作成して提出し、**船舶国籍証書**の交付を受ける必要があります。
- ・**船舶件名書**の記載事項の中に「**船質**」があり、「**鋼**」、「**強化プラスチック**」、「**アルミニウム合金**」から選択して記載をします。その記載が、**船舶国籍証書**の「**船質**」欄に転記され、登録されます。

【船舶法】（抜粋）

第五条 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス

2 前項ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ハ**船舶国籍証書**ヲ交付スルコトヲ要ス

【船舶法施行細則】（抜粋）

第四章 船舶国籍証書及仮船舶国籍証書

第三十条 管海官庁ニ於テ第十七条ノ二第一項ニ依リ船舶ノ登録ヲ為シタルトキハ第三号書式ノ**船舶国籍証書**ヲ申請者ニ交付ス

【船舶法施行細則】（抜粋）

第二章 総トン数ノ測度

第十二条 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測度官ヲシテ船舶ニ臨検シ船舶ノトン数ノ測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ**船舶件名書**及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書ヲ作成セシムヘシ

第三章 船舶ノ登録

第十七条 船舶法第五条第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタル登記事項証明書ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

第十七条ノ二 管海官庁ハ前条ノ申請書ヲ受ケタルトキハ関係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス

「鋼船」の定義について

船舶国籍証書書式

第三号書式（第三十条関係）（甲）

紋章
船舶国籍証書
Certificate of Vessel's Nationality

番号 Official Number	信号符号 Signal Letters	証書番号 Certificate Number
船名 Name of Vessel	船籍港 Port of Registry	
種類 Type of Vessel	総トン数 Gross Register Tonnage	トン Tons
船質 Material of Hull	造船地 Where Built	
帆船の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)		
機関の種類及び数 Engines	造船者 Name of Builders	
推進器の種類及び数 Propellers	進水の年月 Date of Launch	
船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さ Register Length	船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅 Register Breadth	船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さ Register Depth
メートル Metres	メートル Metres	メートル Metres

所有者 Owners	
---------------	--

この証書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。
This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.

年月日交付
Date of Issue

Authority
管海官庁の長の名称の英訳
Japanese Government

交付官庁
日本国
管海官庁の長の名称 印

(日本工業規格A列4番)

船舶件名書書式

第二号書式（第十二条関係）

船舶件名書	
船舶の種類	
船名	
船籍港	
船質	「船質」欄
帆船の帆装	
総トン数	トン
機関の種類及び数	箇
推進器の種類及び数	箇
進水の年月	年 月
臨検年月日	年 月 日
臨検地	
年 月 日	
所属官庁 船舶測度官 氏 名 印	

- 備考 (日本工業規格A列4番)
- 1 船質の欄には、「鋼」、「強化プラスチック」、「アルミニウム合金」等を記載すること。
 - 2 帆船の帆装の欄には、「三橋パーク」、「二橋トップスルスカーナー」、「二橋スクーター」、「一橋スループ」等を記載すること。
 - 3 機関の種類及び数の欄に記入する機関の種類は、「ディーゼル機関」、「電動機」、「ガスタービン」、「タービン汽機」、「往復動汽機」等を記載すること。
 - 4 推進器の種類及び数の欄に記入する推進器の種類は、「螺旋推進器」、「ジェット推進器」、「シュナイダー推進器」、「外車」、「空中プロペラ」等を記載すること。
 - 5 進水の年月の欄には、外国において製造した船舶については西暦により記載すること。

< 参照 >

船舶法の参照先 (e-GOVのURL)

[http://elaws.e-](http://elaws.e-gov.jp/)

[gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=132AC0000000046&openerCode=1](http://elaws.e-gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=132AC0000000046&openerCode=1)

船舶法施行細則の参照先 (e-GOVのURL)

[http://elaws.e-](http://elaws.e-gov.jp/)

[gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=132M10001000024&openerCode=1](http://elaws.e-gov.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawid=132M10001000024&openerCode=1)

船舶件名書 (第二号様式) と船舶国籍証書 (第三号様式) は、船舶法施行細則の最後の部分で、別様式にて表示されます